

番号	問い合わせ内容	回答
1	インフラDXの取り組み実績について ガイドラインのP1では、BIM/CM活用工事の実績を廃止し、ICT活用工事の実績及びBIM/CM活用工事の実績を評価すると書かれているのに対し、ガイドラインのP5では、ICT活用工事の実績またはBIM/CM活用工事の実績を評価すると書かれていますが、『及び』と『又は』のどちらが正しいのでしょうか。	評価基準の表現が資料で異なっており申し訳ありません。「インフラDXの取り組み実績」の評価については、元請けとして完成・引き渡しが完了したICT活用工事またはBIM/CM活用工事の実績がある場合に評価することとしています。
2	地域社会資本の維持管理実績について ガイドラインのP8では、修繕・補修・改修工事等の実績について、2件以上の実績がある場合に評価、4件以上の実績がある場合は高く評価すると書かれています。最近の工事の総合評価の工事の様式20を添付しましたが、最近の総合評価の工事では維持修繕工事については、2件以上の実績があれば、評価されていました。その部分が、12月2日以降の公告工事から変わり以下になったと理解していますが、私の理解で合っているのでしょうか。 ・R6年12月2日以降の公告工事では、評価方法が変更になり、修繕・補修・改修工事等の実績については、最近の工事と同じように2件の工事の実績があれば評価はされますが、R6年12月2日以降の公告工事では、4件以上の実績があれば、更に、高い点数で評価されるということが追加されるという理解でいいのでしょうか。	「地域社会資本の維持管理実績」の評価については、修繕・補修・改修工事等の2件以上の工事実績がある場合に評価し、さらに4件以上の工事実績がある場合、高く評価することとしています。具体的な配点については、工事調達における総合評価落札方式の運用ガイドライン（R6.12）3-5-3 評価項目一覧（1）施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型：分任官工事等示される配点表を確認下さい。
3	評価対象期間について ガイドラインP53「企業の工事成績」「評価対象期間」の説明は、「審査及び評価の基準日の直前の表彰月の翌月の前年度から遡って4年間の間に引き渡し完了した工事」と記載されています。「基準日の直前の表彰月の翌月の前年度から～」の具体的な意味と、「表彰」を記載している理由を教えてください。 P43,45,47,49の「企業の工事成績」の記載表現とも合致しておりませんので、その理由も教えてください。	「企業の工事成績」の評価対象期間については、審査及び評価の基準日の直前の表彰月の翌月の前年度から遡って4年間の間に引き渡し完了した工事としています。表彰月とは、中部地方整備局の工事成績優秀企業表彰等を行っている（毎年）7月を指します。そのため、審査及び評価の基準日の直前の表彰月の翌月の前年度とは、例えば、基準日がR6.11.1であればR6.8が直前の表彰月の翌月となり、その前年度である令和5年度から令和2年度が対象となり、基準日がR6.7.31であればR5.8が直前の表彰月となり、その前年度である令和4年度から令和元年度が対象となります。具体的な評価対象期間については、3-5-9 評価対象期間に掲載しておりますので、合わせて参照して下さい。 3-5-3 評価項目一覧における記載に誤りがありましたので、後日、訂正させていただきます、申し訳ありません。
4	登録基幹技能者の配置について 申請時にすでに別工事に配置されている登録基幹技能者は新たな入札案件で配置予定者とすることは可能でしょうか？また、掛け持ちできるとすると工程が重複していなければ複数掛け持ちできるのでしょうか？ お忙しいところお手数をおかけし大変申し訳ございませんがご教示いただければ幸いです。	「登録基幹技能者の配置」について、申請する登録基幹技能者は、他工事との兼任を問わず、評価します。

番号	問い合わせ内容	回答
5	地域社会資本の維持管理実績について 3-5-4 企業の技術力等 (11) 地域社会資本の維持管理実績 「現道作業を伴う」の現道及び作業の定義についてご回答ください。 現道とは、車道、歩道、のり面を含む道路区域？ 作業とは、掘削などの施工を伴わない、車線・歩道の交通規制作業を含む？	「地域社会資本の維持管理実績」における、③修繕・補修・改修工事等における“現道”の定義については、土木工事標準積算基準書や中部地方整備局土木工事特記仕様書に記載されている“現道”の定義と同様です。“作業”については、作業内容を問わず現道作業であれば評価します。
6	インフラDXの取り組み実績について 「2件の施工実績」で1点の配点となっていますが、2件とは2つの現場でそれぞれICT活用を実施した実績との解釈でよろしいでしょうか？もしくは、1つの現場で「ドローン測量」「MC・MG施工」で2件とカウントしてもよいのでしょうか？ご教示願います。	「インフラDXの取り組み実績」について、1工事毎に1件の実績として評価します。
7	インフラDXの取り組み実績について ICT実績は、県発注工事でもよいのでしょうか？また、県実績が認められるのであれば、実績証明書類として県発行の「ICT活用工事取組証」を添付することで証明されますか？ご教示願います。	工事調達における総合評価落札方式の運用ガイドライン（R6.12）3-5-4 企業の技術力等（18）インフラDXの取り組み実績に記載されているとおり、国土交通省の発注工事に限り評価します。
8		